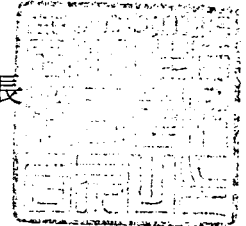




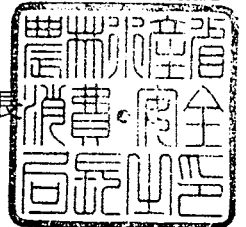
23総食第613号
23消安第2560号
23生産第3565号
平成23年8月5日

全国稲作経営者会議会長 殿

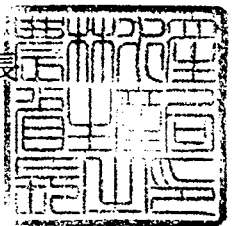
農林水産省総合食料局長



農林水産省消費・安全局長



農林水産省生産局長



米の放射性物質検査の周知等について

米については、福島第1原子力発電所の事故に伴い、「稲の作付に関する考え方」（平成23年4月8日付け原子力災害対策本部）により、水田土壌の放射性セシウム濃度の調査結果からみて、生産した米（玄米）が食品衛生法上の暫定規制値を超える可能性が高い地域については、稲の作付制限を行うとともに、稲の作付制限を行った地域以外の地域については、収穫時に米（玄米）の分析を行い、食品衛生法上の暫定規制値を超える場合は、出荷制限を行うこととしているところです。

今般、収穫時の米（玄米）の分析については、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（平成23年8月4日付、原子力災害対策本部）においてその取扱いが決定されたところであり、これに基づき、各都県が検査計画を作成し、具体的な検査を実施していただくこととなります。

また、原子力災害対策本部の考え方を踏まえた技術的な助言として、米の放射性物質調査の基本的な考え方を取りまとめたところです。

各都県による米の放射性物質検査は、安全な米の円滑な流通を確保していくため不可欠なものであり、その実施に当たっては、検査に対する生産者及び関係事業者等の理解と協力が欠かせません。

つきましては、貴団体傘下の事業者に対して、米の放射性物質調査の基本的な考え方のほか、都県が行う検査結果が判明し、検査の対象区域となった市町村で生産された米の安全性が確認されるまでは、都県が、当該市町村で生産された米の出荷、販売等の自粛を要請する予定であることについて、周知・指導の徹底をお願いします。